

矢吹町定住化促進八幡町住宅
売却事業者選定に係る
公募型プロポーザル
募集要項

令和 8 年 10 月

矢吹町

内 容

1 公募型プロポーザルの趣旨	3
1-1 本物件の概況	3
1-2 事業手法	3
2 本物件の概要	4
3 スケジュール	6
4 応募者の参加資格	7
5 売却に係る諸条件	9
5-1 最低提案価格	9
5-2 既存入居者の居住継続等	9
5-3 賃貸人の地位承継	10
5-4 定期建物賃貸借契約	10
5-5 家賃等の据置き	11
5-6 修繕及び維持管理	11
5-7 入居者への対応	11
5-8 転売等の制限	12
5-9 売買条件の承継	12
5-10 契約不適合責任	12
5-11 本物件の引渡し	12
5-12 活用期限及び報告	13
5-13 買戻特約	13
6 募集の手順等	14

7	申込に必要な書類等	17
8	申込書類等の作成及び記載上の留意事項	20
9	企画提案書の審査	22
10	契約の締結等	24
11	その他	26

1 公募型プロポーザルの趣旨

1-1 本物件の概況

矢吹町定住化促進八幡町住宅は近年、入居者数の減少により空き住戸が増加している状況にあります。また、施設の老朽化が進んでおり、維持管理や修繕に係る費用も増加しています。これらの点を踏まえ、今後も人口減少や住宅需要の変化が見込まれるため、現状のまま維持することが難しくなることから、この度、利活用へ向けた売却へ方針を決定いたしました。

本物件は、矢吹中学校向かいに立地しており、矢吹中央インターチェンジへのアクセスも良好となっている大変利便性の高い立地特性を有しております。

1-2 事業手法

本町の保有する貴重な財産を有効活用し、民間事業者からの自由な発想、ノウハウ、活力を最大限に活用するため、地域全体の活性化に資するまちづくりへの貢献につながる事業提案を幅広く募集し、企画内容や価格などを総合的に審査した上で、本町のまちづくりに最も有効と認められる提案者を契約候補者として選定する公募型プロポーザル方式により本物件を売却します。

2 本物件の概要

本物件の概要は、次のとおりです。

(1) 本物件概要

所在地	矢吹町八幡町 712-1、712-2、712-3、712-4		
土地の状況	共同住宅、駐車場		
登記地目	712-1 雑種地 712-2 宅地 712-3 雑種地 712-4 雑種地	現況地目	712-1 雑種地 712-2 宅地 712-3 雑種地 712-4 雑種地
登記地積	712-1 782 m ² 712-2 6,122.82 m ² 712-3 1,015 m ² 712-4 574 m ² 合計 8,493.82 m ²	現況地積	712-1 782 m ² 712-2 6,122.82 m ² 712-3 1,015 m ² 712-4 574 m ² 合計 8,493.82 m ²
都市計画法等 による制限	用途地域	指定なし	
	指定容積率	200%	
	指定建ぺい率	60%	
接道状況	路線名	町道松倉大池線（Ⅰ-5）	
	最小車道幅員	5.5m	
近隣施設情報	矢吹中学校	物件の南 約 0.2km	
	コンビニ	物件の南西 約 0.6km	

	スーパー	物件の北西 約 1.4km
	矢吹町役場	物件の北 約 1.6km
	中央幼稚園	物件の北西 約 1.9km
	善郷小学校	物件の北 約 2.6km
1号棟及び2号棟 (構造等情報)	構造	鉄筋コンクリート造 5 階建て (エレベーターなし)
	戸当たり床面積	5 3 . 0 0 m ²
	間取り等	全室 3 DK
	建築年	平成元年
	付属施設	児童遊具、集会所、ポンプ室、ポンベ室、 駐輪場
	駐車場	6 9 台 (うち契約数 25 台) ※令和 8 年 10 月 1 日時点
その他	当該地は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に指定されていません。	

3 スケジュール

スケジュールは以下を想定しています。

①募集要項の公表/公募開始	令和 8 年 10 月 26 日（月）
②現地見学会	第 1 回：令和 8 年 11 月 6 日（金） 第 2 回：令和 8 年 11 月 13 日（金）
③質問書の受付及び物件調書の閲覧	令和 8 年 10 月 26 日（月）から 令和 8 年 11 月 18 日（水）まで
④質問書に対する回答の公表	令和 8 年 11 月 25 日（水）まで
⑤参加申込書の受付	令和 8 年 11 月 30 日（月）まで
⑥参加資格審査結果通知・企画提案要請	令和 8 年 12 月 7 日（月）
⑦企画提案書の受付	令和 8 年 12 月 16 日（水）まで
⑧プレゼンテーション審査	令和 8 年 12 月中旬から下旬（予定）
⑨優先交渉権者及び次点者へ決定通知	令和 9 年 1 月 8 日（金）予定
⑩契約内容協議・仮契約	令和 9 年 1 月中旬から下旬（予定）
⑪町議会における議決	令和 9 年 3 月中旬（予定）
⑫本契約	令和 9 年 3 月下旬（予定）
⑬売買代金納入及び引渡し	納 入：令和 9 年 4 月下旬（予定） 引渡し：令和 9 年 10 月 1 日（金）

4 応募者の参加資格

応募者は、法人のみであり、次のすべての条件を満たしている者であること。

なお、法人 2 者以上のグループとして応募する場合は、すべての構成員が各条件を満たしていなければならない。また、応募後はグループの構成員を変更できないものとする。

(1) 宅地建物取引業法で定める宅地建物取引業者である者

※法人 2 者以上のグループの場合は、代表法人又は構成員のうち 1 者が満たしていればよい

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するものではないこと

(3) 福島県及び矢吹町から入札参加資格停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと

(4) 矢吹町暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 22 日条例第 11 号）に基づく排除措置を受けていないこと

(5) 次のいずれかに該当する関係にある者が同一のプロポーザルに参加していないこと

ア 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下この号において同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。ただし、会社更生法第 2 条第 7 項の更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下この号において「更生会社等」という。）である場合を除く。以下この号において同じ。）の関係

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64

条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係

オ その他公募の適正さが阻害されると認められる場合

(6) 応募申込時点において、賃貸住宅を200戸以上継続して管理している者

※法人2者以上のグループの場合は、代表法人又は構成員のうち1者が満たしていればよい

(7) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税について滞納がない者

(8) 福島県内に本社または支店、営業所その他の事業所を有する者

5 売却に係る諸条件

売却に係る諸条件は、以下のとおりです。

5-1 最低提案価格

金額 25,100,000 円（税抜）

（内訳）

種別	金額	割合
土地	13,945,560 円	55.56%
建物	11,154,440 円	44.44%

※最低提案価格は、建物に係る消費税及び地方消費税を含まない金額です。建物の売買に係る消費税及び地方消費税は、提案価格とは別に加算するものとします。

5-2 既存入居者の居住継続等

- （１）本物件の引渡し後においても、本物件に現に入居している入居者（以下「既存入居者」という。）の居住を継続させるものとし、買受人は、本物件の引渡し日から起算して 10 年間、既存入居者に対し、買受人の都合による退去の要求、賃貸借契約の解約その他これらに類する行為を行ってはならない。
- （２）当該定期建物賃貸借契約は、契約期間の満了により終了するものとする。
- （３）買受人の都合により、既存入居者が入居中の住戸を移動する場合には、当該移動に伴う引越し費用その他必要な費用は、買受人の負担とし、既存入居者に負担させないものとする。
- （４）前各項に定める 10 年間の期間満了後における既存入居者との再契約については、買受人と既存入居者との協議によるものとし、本売買条件により買受人に再契約の義務を課すものではない。

5-3 賃貸人の地位承継

- (1) 買受人は、本物件の所有権移転及び引渡しの日をもって、既存入居者との賃貸借契約に係る賃貸人としての地位及びこれに付随する一切の権利義務を承継するものとする。
- (2) 買受人は、所有権移転後、既存入居者との賃貸借関係について、売主から提示された入居者名簿、賃貸借契約書その他関係資料の内容を踏まえ、必要な手続きを行うものとする。

5-4 定期建物賃貸借契約

- (1) 買受人は、既存入居者との賃貸借について、原則として、物件の引渡し日を始期とする10年間の定期建物賃貸借契約を締結するものとする。
- (2) 既存の賃貸借契約の内容その他の事情により、物件の引渡し日から10年間の定期建物賃貸借契約への切替えが直ちにできない場合は、買受人は、売主と協議を行うものとする。
- (3) 定期建物賃貸借契約の締結に当たっては、借地借家法その他関係法令を遵守するものとする。

5-5 家賃等の据置き

- (1) 買受人は、物件の引渡し日から10年間、既存入居者に対する月額賃料を、下表のとおり町の規定に基づいた額を適用するものとする。ただし、入居期間満了による再契約については、この限りではない。

入居期間	家賃月額	共益費の月額	駐車料の月額
入居後2年以下の者	29,000 円	2,000 円	2,000 円
入居後2年を超え4年以下の者	35,000 円		
入居後4年を超える者	40,000 円		

- (2) 買受人は、既存入居者に対し、賃料の増額に代わる名目その他名目のいかんを問わず、実質的に賃料の増額となる金銭の負担を求めてはならないものとする。

5-6 修繕及び維持管理

本物件の所有権移転における建物及び設備の維持管理、修繕その他賃貸人として必要な管理上の費用は、買受人の負担とする。ただし、既存入居者の故意又は過失により生じた損害その他既存の賃貸借契約において入居者が負担すべきものとされている費用については、この限りではない。

5-7 入居者への対応

- (1) 買受人は、本物件の取得後、既存入居者との賃貸借関係を尊重し、既存入居者の居住の安定に配慮して、本物件の管理及び運営を行うものとする。
- (2) 買受人は、賃料、契約内容その他既存入居者の権利義務に関する事項を変更しようとするときは、関係法令及び既存の賃貸借契約を遵守するものとする。

5-8 転売等の制限

- (1) 買受人は、本物件に引渡しから10年間、本物件を第三者に譲渡し、又本物件について所有権その他権利を第三者に移転しようとするときは、あらかじめ売主の承認を得るものとする。
- (2) 買受人は、第三者に本物件を譲渡する場合においても、本条に定める既存入居者の居住継続、賃料据置きその他の売買条件を第三者に承継させるものとする。

5-9 売買条件の承継

- (1) 買受人は、本募集要項に定める売買条件が本件売買契約の重要な条件であることを承知の上、本物件を買い受けるものとする。
- (2) 買受人が本募集要項又は売買契約に定める条件に違反した場合は、売主は、売買契約に定めるところにより、買受人に対し、違約金の請求、損害賠償の請求その他必要な措置を講ずることができるものとする。

5-10 契約不適合責任

- (1) 買受希望者は、応募に先立ち、本物件の現況、既存入居者の状況、賃貸借契約の内容、現行賃料その他本物件の賃貸及び管理に関する事項について、売主が提示する資料等により十分確認した上で、自己の責任と判断において応募するものとする。
- (2) 買受人決定後は、既存入居者の存在、賃貸借契約の内容、賃料その他本物件の賃貸に関する事情を理由として、売買代金の減額、契約の解除その他の異議を申し立てることはできないものとする。

5-11 本物件の引渡し

売買代金を完納し、所有権が移転した際に本物件を現状有姿の状態で引き渡すものとする。

5-12 活用期限及び報告

- (1) 本物件の引渡し日から 10 年間は、賃貸住宅として使用しなければならない。
- (2) 本物件の所有権移転があった日から 18 か月以内に提案された事業計画どおりに本物件の活用が完了することを条件とする。

なお、具体的な活用完了の期日は、仮契約前に協議するものとする。

- (3) 買受人は、事業の活用状況及び入居状況等について、6 か月毎に任意様式にて報告する。

5-13 買戻特約

本町は、所有権移転日から 10 年間の買戻特約の登記をする。

なお、登記に要する費用は買受人の負担とする。

6 募集の手順等

(1) 募集の開始及び募集要項等の公開

ア 募 集 の 開 始 : 令和8年10月26日(月)

イ 募集要項等の公開 : 募集要項等は配布しませんので、町ホームページから
ダウンロードしてください。

※募集要項等掲載町ホームページ

<https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/>

(2) 現地見学会の開催

ア 開 催 日 時 : 第1回: 令和8年11月6日(金) 13時30分~16時00分

第2回: 令和8年11月13日(金) 13時30分~16時00分

イ 開 催 場 所 : 矢吹町定住化促進八幡町住宅(矢吹町八幡町 712-2)

ウ 申 込 方 法 : 参加希望者は、各開催日時の前日 11 時までに参加申込書に必要な事項を記入し、電子メールにて送信してください。送信後は必ずメールの受信確認を電話で行ってください。

エ そ の 他 : ①現地までの交通手段は、参加者が確保してください。

②既存建物の内部を確認できるのは現地見学会のみです。建物
外観や土地の形状、隣地との境界等については、応募期間中は自由に確認いただいても構いませんが、現入居者への配慮をお願いいたします。

③当該敷地内での事故等につきましては、町は一切責任を負いません。

④現地説明会での質問は受け付けません。質問等がある場合は、

質問書を提出してください。

(3) 質問書の受付

募集要項等について質問のある方は、下記の期間内に、質問書に必要事項を記入し電子メールにて送信してください。なお、送信後は、必ずメールの受信確認を電話で行ってください。

【質問の受付期間】

令和8年10月26日（月）から令和8年11月18日（水）17時00分まで

※電話等による質問及び受付期間以外での質問は受け付けません。

※評価基準に関する質問には、回答いたしません。

※回答に対する質問には、回答いたしません。

(4) 質問への回答

令和8年11月25日（水）まで

※回答は、質問者名を記載せず町ホームページに掲載することとし、個別の回答は行いません。

(5) プロポーザル参加申込書類受付

令和8年10月26日（月）から令和8年11月30日（月）まで

(6) 参加資格審査結果通知

提出資料について「4 応募者の参加資格」に規定する資格を満たしているか、関係法令及び条例に抵触していないか、書類に不備がないか審査し、結果を全参加申込者に通知します。資格不備の場合又は虚偽の記載がある場合は失格とします。

※通知及び要請は、令和8年12月7日（月）に通知予定をしています。

(7) 企画提案書の提出

企画提案要請を受けた応募者は、企画提案書等の資料を提出してください。

提出期限内に企画提案書等の資料の提出がない場合は、失格とします。

(8) その他

参加を取り辞める場合は、プロポーザル参加辞退届（様式8）を提出していただきます。

7 申込に必要な書類等

参加を希望する者は、受付期間内に必要な書類を提出しなければならない。

(1) 申込書類

ア 応募申込書兼誓約書（様式 1）

※グループの場合は、応募申込書兼誓約書（様式 2）、グループ構成員表（様式 2-1）及びグループ申請に係る構成法人の委任状（様式 2-2）を提出

イ 法人登記簿謄本

※履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

※代表者事項証明書等の内容を簡略化したものは受付不可

ウ 印鑑証明書

エ 納税証明書（国税及び地方税の未納額がない証明書）

オ 役員名簿（様式 3）

カ 法人概要書（様式 4）

※会社案内等を添付すること

キ 賃貸住宅の維持管理実績に関する申告書（様式 5）

ク 直近 3 期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）

※損益計算書を作成していな場合は、それに代わる資料

※連結決算の場合、連結決算書を提出

ケ 宅地建物取引業者免許証の写し

コ その他資格審査のため追加で資料等の提出を求める場合がある

(注 1) 証明書等は発行後 3 か月以内のものであること

(注 2) 法人グループで申込をする場合は、全法人の添付書類を提出すること

(注 3) 提出書類は原本を提出すること

(注 4) 印鑑証明書と同一の印鑑を押印すること

(2) 企画提案書

ア 企画提案書 (様式 6)

※企画提案書を表紙として、提案内容は任意様式で作成してください。

※提案内容は、次の項目に沿う内容で作成してください。

- ・項目 1 : 事業の基本事項
- ・項目 2 : 事業の基本方針 (事業計画含む)
- ・項目 3 : 実施体制
- ・項目 4 : 地域への貢献度及び地域活性化への波及効果
- ・項目 5 : 提案価格・経済的条件 (提案価格根拠等)

イ 見積書 (様式 7)

※見積書は封筒に入れ封緘し提出すること

(3) 受付期間

ア 申込書類

(ア) 受付期間 令和 8 年 10 月 26 日 (月) から令和 8 年 11 月 30 日 (月)

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。)

(イ) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

イ 企画提案書

(ア) 受付期限 令和 8 年 12 月 16 日 (水) まで

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。)

(イ) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

(4) 提出先

矢吹町都市整備課（矢吹町上下水道庁舎）

〒969-0296 矢吹町一本木 3 5 8 番地 8

電話番号 0 2 4 8 - 4 2 - 2 1 1 6

(5) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかとし、受付期間終

了日必着とする

※郵便事故等については、申込者のリスク負担とする

※郵送又は持参以外による受付は行わない

(6) 提出部数

ア 申込書類 正本（紙ベース）1 部

イ 企画提案書 正本（紙ベース）1 部

電子データ（CD 又は DVD の記録媒体による PDF データ）1 部

(7) 留意事項

ア 売買契約及び所有権移転登記は、応募申込書兼誓約書に記載された名義で行う

イ 様式は、矢吹町ホームページからダウンロード又は都市整備課で入手すること

ウ 提出書類作成にかかる費用は、申込者の負担とする

エ 使用できる印鑑は印鑑証明書と同一の印鑑とする

オ 提出書類は返却しない。また、個人情報 は 本事業の目的以外には使用しない

8 申込書類等の作成及び記載上の留意事項

(1) 申込書類

ア 応募申込書兼誓約書（様式1）

グループで申込む場合で売却物件を共有で取得しようとする場合は、申込者のうちから代表申込者を選定し、応募申込書兼誓約書（様式1）の応募申込者欄に代表申込者の内容を記載すること。他の申込者は、応募申込書兼誓約書（様式2）の応募申込者の欄に各々記載し、グループ構成員表（様式2-1）及びグループ申請に係る構成法人の委任状（様式2-2）を添付すること。

イ 直近3期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）は、応募申込書兼誓約書に記載する全ての法人（共有で取得しようとしなかった場合の法人グループを含む）の書類を提出すること。

ウ 現地説明会申込書及び質問書は、代表者が作成し提出すること。

エ 「法人登記簿謄本」、「印鑑証明書」、「納税証明書」、「役員名簿（様式3）」は、応募申込書兼誓約書に記載する全ての法人（共有で取得しようとしなかった場合の法人グループを含む）の書類を提出すること。

オ 法人概要書（様式4）

応募申込書兼誓約書に記載する全ての法人（共有で取得しようとしなかった場合の法人グループを含む）の書類を提出すること。

※応募法人の事業概要が分かる会社案内等を添付すること。

(2) 企画提案書（様式6）

ア 企画提案書の提出は、任意様式で作成すること。

イ 見積書（様式7）

(ア) 売却物件を共有で取得する場合でも、代表申込者が売却物件の合計取得額（税抜）を記載し提出すること。

(イ) 見積金額が最低売却価格を下回った場合、失格とする。

(3) 提出した企画提案書に係る留意点

ア 提出書類の返還及び作成費用

提出された企画提案書及び見積書等は返還しない。また、企画提案書の作成に要する経費は全て申込者の負担とする。

イ 著作権

企画提案書の著作権は、申込者に帰属するものとするが、町が必要と認めたときは、申込者の了承を得たうえで、無償で利用できるものとする。

9 企画提案書の審査

(1) 審査の方法

ア 申込書類に基づき、参加申込資格を確認のうえ、参加資格を満たす申込者の企画提案書を選定委員会で評価する。なお、参加資格を満たさない申込者は無効となるので、判明した時点でその旨を通知する。

イ 選定委員会での評価では、各企画提案書及び見積書等に対し、「評価項目及び審査基準」に基づき点数を付けて行う。

ウ 審査は 100 点満点で採点し、評価点数が基準点（満点の 6 割以上）を満たし、最も評価点数の高い参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点者に決定する。

エ 売却価格が最低提案価格未満だった場合は失格とする。

オ 総合評価点数が最上位である申込者を落札者として決定する。なお、審査結果については、申込者へ書面にて通知する。

(2) 企画提案書の事前確認

提出された資料を確認し、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。また、受付期間内での資料の追加については、事前連絡のうえ行うこと。

(3) プレゼンテーション方法

ア 申込者は、あらかじめ提出した企画提案書に記載されている内容に逸れない提案を時間内に審査委員へ実施すること。

イ プレゼンテーション会場には、大型テレビジョン（65 インチ）、HDMI ケーブルを準備しており、それ以外の機器等については持参すること。

ウ プレゼンテーションの時間は、1 者につき 20 分とし、その後 20 分程度適宜審査委員からの質疑に応じること。

エ プレゼンテーション会場に入室する人員は、1 者につき 3 名までとする。

(4) プレゼンテーション及び審査の取扱いについて

応募者によるプレゼンテーション並びに選定委員会による質疑応答及び審査は、公平性、公正性及び中立性を確保するとともに、審査の円滑な実施を図るため、非公開とする。なお、審査結果については、選定手続の終了後、所定の方法により公表する。

(5) 評価項目及び審査基準等

審査方法：各提案者について、以下の 5 項目・100 点満点で評価する。

No.	評価項目	配点
1	事業者の基本事項・財務基盤 (建物の取得・改修・事業運営を安定的に実施できる事業基盤及び類似する施設・事業について十分な実績及び経験を有しているかを評価する。)	20 点
2	事業の基本方針 (建物の取得目的及び取得後に実現する内容が明確であり、立地・規模・周辺環境・地域特性等を踏まえた長期的な活用方針となっているかを評価する。)	30 点
3	実施体制 (事業を円滑かつ確実に実施するための組織体制及び想定されるリスクへの対応策や、計画の実現可能性が十分に確保されているかを確認する。)	10 点
4	地域への貢献度及び地域活性化への波及効果 (雇用創出や地域経済への波及効果、事業成果の地域への還元など、地域の持続的な発展につながる効果が期待できるかを評価する。)	20 点
5	提案価格・経済的条件 (売却価格その他の経済的条件について、募集条件との整合性、町にとっての経済的メリット等を評価する。) 価格点＝配点×(提案価格÷最高提案価格)	20 点
合計		100 点

10 契約の締結等

- (1) 企画提案書の内容や契約に関する条件等について落札者と確認、協議、調整を行い、仮契約を締結する。
- (2) 買受人決定の日から14日以内に仮契約を締結しなければならない。
- (3) 契約書に添付する収入印紙は、買受人の負担とする。
- (4) 売買契約の内容は、別途協議を行うものとする。
- (5) 「応募申込書兼誓約書」の申込者及び共有名義人の名義で、売買契約を締結する。
- (6) 矢吹町議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会で議決を得たときに本契約を締結する。

(7) 契約保証金の納付方法

ア 納付金額

契約保証金は、売買代金の100分の10以上の額とする。

イ 納付方法

町が指定する方法により納付すること。なお、納付に要する手数料は買受人の負担とする。

ウ 納付期限

仮契約締結と同時に納付すること。

(8) 売買代金の納付方法

ア 納付方法

(ア) 売買代金は、町が指定する方法により一括納付しなければならない

なお、既に納付した契約保証金については、売買代金に充当する。

(イ) 納付に要する手数料は買受人の負担とする

イ 納付期限

本契約として成立した日から 30 日以内で、契約書に定める納付期限までに納付すること。

(9) 納付期限までに売買代金が完納されない場合は、契約を解除し、契約保証金は矢吹町に帰属する。

(10) 所有権は令和 9 年 10 月 1 日に、矢吹町から買受人に移転する。所有権移転の登記手続きは令和 9 年 10 月 1 日以降に、矢吹町が行う。

なお、所有権移転登記に要する登録免許税その他費用は、買受人の負担とする。

(11) 売買契約締結後、売却物件の隠れた瑕疵を発見しても買受人は町に対して、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求は又は契約の解除をすることができないものとする。

11 その他

(1) 暴力団の排除

申込者が暴力団員等に該当すると認められた場合は、契約を締結しない。既に契約済みの場合は、締結する契約に基づき契約を解除する。

(2) 用途制限

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条例第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供することはできない。

イ 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するものの用に供することはできない。

ウ 団体規制法第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用することはできない。

エ ア～ウのほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反するものの用に供することはできない。

(3) 公募結果等の公表について

買受人決定後、企画提案審査の結果等を町のホームページ等で公表する。公表する項目は次のとおりとする。

ア 法人名

イ 買受人の提案概要

ウ 公募参加者の評価点数

(4) 本事業における書類の取扱いについて

ア 申込者が提出した書類の取扱いについて

(ア) 提出された企画提案書等の著作権は申込者に帰属し、町は申込者の承諾なしに企画提案書等を公表しない。ただし、申込者の企業概要、落札者名については、申込者の承諾なしに公表できるものとする。

(イ) 申込者は、企画提案書等の提出後、申込者の都合による変更はできないものとし、町は理由のいかんにかかわらずこれを返却しない。

イ 町が提供する資料の取扱いについて

(ア) 町が提供する資料は、申込者が応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

(イ) 町が提供する資料及び募集要項等に関する質問・回答については、募集要項と一体のものとして同等の効力を有するものとする。